

第2回 門真市協働促進検討委員会会議録

1. 開催日時 平成21年8月24日(月) 午後2時～午後3時30分

2. 会場 市民公益活動支援センター 第2会議室

3. 出席者

(委員) 小西副市長(委員長)
市民生活部 柏木部長(副委員長)
総合政策部 北口部長
総務部 大西部長
健康福祉部 高尾部長
福祉推進部 北村部長
環境事業部 千住部長
都市建設部 渡辺部長
学校教育部 奥田部長
生涯学習部 下地部長

(事務局) 野口市民生活部管理監、柴田市民生活部次長、重光地域振興課長、澤井地域振興課副参事

NPO法人あいまち門真ステーション 木村理事長

NPO法人あいまち門真ステーション 馬場氏

4. 配布資料 ①第2回協働促進検討委員会次第

②協働促進検討委員会設置要綱

③市民部会及び行政部会の経過について

④第2回門真市協働促進検討委員会資料

⑤公民協働事業調査結果一覧表

⑥委託可能事業状況調書回答一覧表

⑦門真市市民公益活動支援・協働指針

5. 議 事

1 委員長あいさつ

2 市民部会及び行政部会の経過について

3 協働促進マニュアル(案)について

4 その他

6. 概 要

《議事2について事務局より報告》

質問・意見なし

《議事3について第3章の実行委員会までを事務局説明》

委員)「後援」のところで後援の手続の流れで、事前に担当部署と相談、申請すると書かれているが、現状では基本的に市長部局と教育委員会で一本化されている。

事務局) 一般論と混じっているところがある。

委員) 後援などの協働をやっていく場合には、やはり担当部署ごとの方がいいのだろうか。

事務局) 各部署ごとの方がいいケースもあるだろうし、バラバラでは困るケースもあるだろう。

委員) 全体的に、各課には後援意識はないだろう。

事務局) 全く後援を受けた経験のない市民は、どこへ行ったらいいかわからない。ホームページをみてもわからない。まず、そのあたりを整備する必要がある。それから、NPOが後援を受ける際に、年数的に経験のあるところは少ない。添付書類に収支計算書など付けるようになってきているが、これが付けられない。それで断念してしまう。これから協働を進めるにあたって、そういったものを整備する必要がある。

委員)「後援による協働を進める上での留意点」の中で現状と認識がちょっとずれているところがあるのではないか。

事務局) 一般論で行こうということだ。

委員長) 今の委員の質問に対して、現状を一旦確認していただいて一般論と現状の整合性を持ってもらう。事務局のほうで調整を図ってもらうということではいいか。

委員) 協働のパートナーは、理解できるが、中間支援組織が難しい。かなりオールマイティな感じの組織で、適正なコーディネート力を有した特定非営利活動法人という形で定義づけされているが、そこまでオールマイティな中間支援組織のイメージが湧かないが。

事務局) 現実には門真市内に中間支援組織はない。NPOの育成、NPO間の調整、NPOの情報を持っている組織。そのような組織も育てていかないと、オールマイティに動ける状況にはすぐにはならない。

委員) 何か協働事業するときにはNPOとの間に中間支援組織を挟まないといけないということか。

事務局) 必ずしもそうでなくてもいいが、あった方が円滑に運ぶということだ。例えば新しい分野などに取り組んでいくときに、どんなNPOがあるのか分からないケースがあるがそういう時に中間支援組織があればNPOの情報を持っている。

委員) 具体的にはどういう公益活動団体が中間支援を行えるのか。

事務局) 門真市では3点考えている。まず、1点はNPO法人であること。2点目はいまままでに事業委託の経験があること。3点目として、NPO間のネットワークにそのNPO法人自身が関与していることだ。

委員) 現在、期待できる団体はあるのか。

事務局) 育ちつつある。

委員) この中間支援組織の収入はどこから入るのか。

事務局) 行政からの支援が必要だろう。

委員) 行政が協働のパートナーを探すのに中間支援組織にお願いしないといけないというのは二度手間な感じがする。

委員) 大阪府下でも、別に門真が遅れているわけではない。

事務局) 協働といっても解釈はいろいろある。一般的には協働の形態のひとつとして、行政とNPOあるいはボランティア団体の橋渡しをしていく組織が必要だろう。

委員) 協働の形態の中で後援、共催などについても支援組織はいるのか。後援、共催を依頼するときはNPOが直接担当課に申し出ている。そこに中間支援組織が入られると、やりにくくなるのではないか。

事務局) まったくそのとおりだ。だから、マニュアル案のフロー図には後援と共催に中間支援組織をどこにも入れていない。

委員) 選定委員会についてだが、役所の選定委員会的なイメージがあるので委託などを、事前に中間支援組織が決めるようなのは考えられないと思うが。

事務局) ここに書かれている選定委員会はいくまでも従来の行政主体の選定委員会で、中間支援組織とは関係ない。

委員) NPO団体の複数の応募に対して、中間支援組織は何をするのか。

事務局) 行政に対してNPOの適正などについて意見書を出してもらおう。

委員) 委託契約の中では提案型のプロポーザルをやれば随意契約になる。随意契約をするなかで、プロポーザルに他の中間支援組織の意見書など必要ないと思う。

委員) NPOが選定委員会になるわけではないのか。

委員) 選定委員会にはそれなりの実績がないと入れない。

事務局) 次の議事後でもう一度、今のところを検討していただきたい。

《議事3について第3章の補助・助成から事務局説明》

委員長) 中間支援組織の活用などがかなり出てきているが、一つの事業をする場合、NPOは中間支援組織に指導されるというようなイメージでよいか。

委員) 中間支援組織が企業、大学と行政をコーディネートし、そこから情報を得て、呼びかけて、どう実行委員会をするのか。実行委員会の立ち上げにはもう、中間支援組織はそこから離れてしまっている。

事務局) 入っている場合もあるかもしれないが。

委員長) イメージでは、ゼロから一定のレベルまでを役割分担してやってもらうという感じではないのか。

委員) 全体をみて、中間支援組織は大変重要な位置にあると思う。

委員) 中間支援組織は何をするか、明確にしておかないといけないだろう。

委員長) あくまでも市と市民側の事業委託する時の助言・相談。

委員) 指定管理者はそこまでしないのか。

委員長) 指定管理者の仕様書のなかに記載されているのは、NPOを立ち上げる段階の支援だ。

事務局) 支援策としていろいろあるが、指定管理者に求めている支援策とこの中間支援組織に求めているものは別のものだ。

委員長) 中間支援組織はこれから作っていかないといけない。それが1つになるか2つになるか3つになるかはわからない。

事務局) 市の事業委託の話を進めつつあるが、ただ、市の方のNPOに対する委託事業の中味や内容についての説明がどうも分からないというのがNPO側の意見だ。もう一つは、求めた説明をしてくれない。今度は、行政からすると、相手が何を分からないか分からない。実際にNPOの方々にいろいろ説明をしたりするが、我々では、普通使っている言葉が通じない。そうしたら、実際にこの中間支援組織として、市から委託を受けた経験のあるNPOで、きちりとネットワークを持っているところに、市とNPOの間の通訳をしてもらわないと、今の状況では両方とも上手くいかないという現実がある。

委員長) 門真としては、こういう部分は非常に大切なことである。

委員) 「後援・共催」のところで、協定や事業管理など常に必要だとは思いますが、なかなか難しい。むしろ、役割、責任、費用の分担、スケジュール等を明確にする必要がある。それと、「補助金・助成金」のところで、協働に対する助成金は事業に対して必要だが、これは既に地域振興課では事業団体助成金という制度を持っている中に、自治会にだけしか出していないという制度の不備もある。それともう一つ必要なのは、こういうNPO団体の立ち上げ当時の運営。ここに補助金が一切ない。これが最大の重要な課題だ。ここはあくまでも事業補助であって、今後どうして行くのか。次に「委託」について、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質、目的が競争入札に適しないとき」を適用していいのか。確かにNPOに対する入札については、非常に配慮すべき点がある。民間の業者と同じように入札を行い、競争価格だけであれば、確かに勝てるかもしれないが、NPO自身だけでの入札制とかそういうものを考えて事業委託をしていくという項目が抜けているように思う。後は、総合評価などは実際にはNPOを募集すれば、総合評価制度で競争入札が出来るのだから、そういう制度の中でやっていく方がいいのではないかと思う。ここに書いてある仕様書、見積もり書、など実施に当たって作りやすくしてあげようという配慮は見えるが、通常の委託であればNPOの指名競争入札の資格審査に出せるわけだから、その中での審査を行えば、十分事業計画等は出せると思う。ただし、門真市域内に限るという入札の方法は非常に難しい。ルミエールホールでも他市のNPOが指定管理者をしている。大阪府下全域にわたっての競争入札になるだろう。門真市内のNPOの協働での支援は、委託事業による支援よりも明らかに助成金による事業補助、提案型、こういうもので支援していく必要があるということを強調すべきだと思う。

委員) 契約、特に委託の部分。透明性、公平性、競争性、これら3つの原理がどんなケースにおいても外してはいけないと思う。そのなかで、協働の一つの手法で、NPOに配慮して欲しいと言うのはわかるが、やはり1社随意契約。1社でもOKというような表現にするのはどうかと思う。

委員長) NPO設立時の立ち上げの助成について、どのようになっているか。

事務局) 去年に制定された要綱に記載されている。立ち上げ時 10 万円、その後、3 年間育成支援として 20 万円という形で実施している。

委員) 「門真市内の特定非営利活動法人一覧表」の一番左の「保健」という分野に、福祉の団体もたくさんはいるが、「福祉」という分野はないのか。保健と福祉は若干意味合いが違うが。

事務局) NPO 法人活動促進法の中に 17 項目あり、これが基準になっている。

委員長) 他になければ終わらせていただく。本日も検討いただいたマニュアル案は了承ということでよいか。

特に意見・異議なし